

# 市県民税（住民税）、所得税の申告は正しくお早めに

【申告受付期間】2月16日（水）～3月15日（火）

【受付時間】平日の午前8時45分～午後4時（開場午前8時）

【場所】市保健センター2階の研修室と会議室

市役所および竜ヶ崎税務署では、確定申告期間中の2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談や受け付けを行います。右記以外の土・日曜日は閉庁日になっていますのでご注意ください。

なお、市役所での受付時間は、この日曜日の2日間に限り午前8時45分から午後3時までです。（平日は午後4時までです）

## ●市県民税（住民税）申告について

### （市からのお知らせ）

- ・市県民税の申告書は、2月16日（水）以前でも提出できますが、閉庁日および時間外の受け付けは行っていません。（確定申告書は受け付けできません）
- ・郵送による提出もできます。

## 《市県民税（住民税）の住宅ローン控除について》

所得税の住宅ローン控除を受ける方で、平成22年分の所得税から控除

しきれない額がある方は、翌年度の市県民税所得割から控除できます。

毎年市町村へ提出する必要があります。た「市県民税住民税借入金等特別税額控除申告書」は、提出の有無を選択することができます、提出しなくても控除が受けられるようになります。（平成22年度から）

控除を受けるための手続きは、年末調整または確定申告で必要書類を添付することで市県民税にも反映されます。ただし、控除を受ける最初の年は、必ず確定申告が必要となります。（給与所得者に限り、翌年以降は年末調整で控除が受けられます）

初年度の確定申告については、税務署でお願いします。（市役所では受け付けできません）

※平成19・20年中の入居の場合は、所得税控除のみとなっています。問い合わせ

## 【確定申告について】

竜ヶ崎税務署（〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182）

5 ☎ 0297・66・1303（自  
動音声案内）

## 【市県民税の申告について】

市税務課 ☎ 内線1056～1059

## ●確定申告について

- ・所得税の還付申告の方は、2月16日（水）以前（市役所では受け付けていません）でも、申告書を出せることができますので、直接税務署へ提出してください。
- ・確定申告書の提出は、郵送または税務署の時間外収受箱への投かによっても、提出することができます。

- ・国税庁では、確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開設しています。所得税の確定申告書および贈与税の申告書の作成ができる「確定申告書作成コーナー」もありますのでご利用ください。
- ・所得税確定申告期間中、e・Tax

xは24時間利用できます。「確定申告書作成コーナー」でもe・Tax用の申告データが作成できます。

※市役所での受け付けができない申告内容は次のとおりです。

・今回、初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告、事業所得などの申告で、初めて収支内訳書を作成する申告、配当所得、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場では受け付けできませんので税務署に申告してください。

# 公的年金からの市県民税(住民税)の

## 特別徴収(天引き)Q&A

国の税制改正により、公的年金受給者を対象として平成21年10月から住民税の天引きが開始されました。今後年金受給者の増加が予想される中で、年金受給者の納税の便宜を図り、徴収体制の強化を目的として導入されたものです。

### Q1 いつから導入？

平成21年10月支給の年金から天引きが開始されました。

### Q2 対象者と対象年金は？

65歳以上(4月1日現在)の公的年金(老齢基礎年金など)の受給者で、介護保険料がその年金から天引きされている方。ただし、遺族年金や障害年金は、対象なりません。

### Q3 天引きする税額は？

公的年金の所得のみに対する住民税になります。

### Q4 対象者への通知(年金給付の年額や特別徴収対象税額などの税額を掲載)はいつ、どこから？

平成23年6月に市から該当者へ通知が届きます。

### Q5 65歳(4月1日現在)になったが天引きはいつから？

新たに65歳になった方の天引き開始は10月分の年金からになります。1期・2期分につきましては個人で納めていただくこととなります。こ

の場合、所得が公的年金のみであれば個人で納めていただく3期・4期分はありませんが、公的年金以外の年金やほかの所得があれば個人で納めていただく3期・4期分が発生する場合がありますので、6月にお送りする納税通知書をご確認ください。

### Q6 昨年10月から天引きが開始されたが、2年目以降はどうなるの？

4・6・8月は前年度2月に天引きされた額と同じ額が天引きされ、10月以降については年税額から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に分け、天引きされることとなります。

問い合わせ 市税務課 ☎内線1056-1059

## 竜ヶ崎税務署からのお知らせ

# 還付申告相談会場のご案内

開設場所 取手市役所藤代庁舎(〒300-1592取手市藤代700)※右記地図参照。

開設期間 2月7日(月)～2月10日(木)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時(受け付けは、混雑状況によって早めに終了することがあります)

### 対象

(1) 給与所得または公的年金などにかかる雑所得がある方で医療費控除、住宅借入金等特別控除および社会保険料控除などを受けられる方

(2) 中途退職した方などで、給与所得について年末調整がお済みでない方

※給与、年金以外の所得(事業所得、不動産所得、不動産や株式などの譲渡所得)のある方や、贈与税、消費税の相談は、竜ヶ崎税務署別館申告相談会場をご利用ください。

問い合わせ 竜ヶ崎税務署(〒301-8601龍ヶ崎市川原代町1182-5) ☎0297-66-1303(自動音声案内)

